〒七三〇―〇〇一三　広島市中区八丁堀二―十五　国土交通省中国地方整備局建政部都市・住宅整備課
〒七六〇―八五五四　高松市サンポート三―三十三　国土交通省四国地方整備局建政部都市・住宅整備課
〒八一一―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二―十一―七　国土交通省九州地方整備局建政部都市・住宅整備課
〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二―一―一　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

四　合格証明書交付　申請者に対し平成二十三年三月下旬に合格証明書を交付する。

**平成22年度１級及び２級管工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付**

施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第８条の規定により、次のとおり公告する。

平成23年３月７日

国土交通大臣　大畠　章宏

１　平成22年度１級管工事施工管理技術検定合格者　平成22年度１級管工事施工管理技術検定に合格した者は、4,314名である。

２　平成22年度２級管工事施工管理技術検定合格者　平成22年度２級管工事施工管理技術検定に合格した者は、4,929名である。

３　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の国土交通省北海道開発局、同各地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局において掲示する。

・札幌市北区北８条西２丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課
・仙台市青葉区二日町９―15　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課
・さいたま市中央区新都心２―１　国土交通省関東地方整備局営繕部技術・評価課
・新潟市中央区美咲町１―１―１　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
・名古屋市中区三の丸２―５―１　国土交通省中部地方整備局営繕部計画課
・大阪市中央区大手前１―５―44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課
・広島市中区上八丁堀６―30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課
・高松市サンポート３―33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課
・福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課
・那覇市おもろまち２―１―１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課

４　合格証明書の交付申請

⑴　申請することができる者　財団法人全国建設研修センターの行う１級又は２級管工事施工管理技術検定実地試験に合格した者

⑵　提出書類　合格証明書交付申請書

⑶　申請の受付期間　平成23年３月７日から平成23年３月18日までとする。（受付期間締切日の消印のあるものまで有効）

５　申請書の郵送先　申請書の提出先は次の各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局とする。

・札幌市北区北８条西２丁目　国土交通省北海道開発局営繕部技術・評価課
・仙台市青葉区二日町９―15　国土交通省東北地方整備局営繕部技術・評価課
・さいたま市中央区新都心２―１　国土交通省関東地方整備局営繕部技術・評価課
・新潟市中央区美咲町１―１―１　国土交通省北陸地方整備局営繕部計画課
・名古屋市中区三の丸２―５―１　国土交通省中部地方整備局営繕部技術・評価課
・大阪市中央区大手前１―５―44　国土交通省近畿地方整備局営繕部技術・評価課
・広島市中区上八丁堀６―30　国土交通省中国地方整備局営繕部技術・評価課
・高松市サンポート３―33　国土交通省四国地方整備局営繕部技術・評価課
・福岡市博多区博多駅東２―10―７　国土交通省九州地方整備局営繕部技術・評価課
・那覇市おもろまち２―１―１　内閣府沖縄総合事務局開発建設部営繕課

６　合格証明書の交付　申請者に対して平成23年３月下旬頃に合格証明書を交付する。

## 公　聴　会

**一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催**

次の件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年三月七日

経済産業大臣　海江田万里

一　件名　東京瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款（東京地区等）の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年三月二十九日　午後二時から

三　場所　千葉市川戸公民館（千葉県千葉市中央区川戸町四〇三番地の一）

四　事案の要旨

１　供給区域の変更（千葉県千葉市の一部区域の減少）に係る一般ガス供給約款（東京地区等）の変更

２　詳細は、経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）並びに東京瓦斯株式会社の本社（東京都港区海岸一丁目五番二十号）及び各お客さまサービス推進部において閲覧に供する。

五　その他

１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別紙様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した経済産業大臣あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東京瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年三月十五日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九三一　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「東京瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人二通に限る。）により、平成二十三年三月十五日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一―五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

**様式**

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

東京瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

| |
|---|
| |

備考

１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。